

行政視察報告書

平成27年10月5日

委員会名		議会運営委員会
参加者	委員長	大村 学
	副委員長	木村 正彦
	委員	安野 裕子 大川 裕 田中 利恵子 奥山 孝二郎 井原 義雄
	議長	武松 忠
	副議長	俵 鋼太郎
期間		平成27年7月7日(火)～8日(水)
視察地、 調査項目 及び概要	滋賀県 大津市	<p>1 タブレット端末の導入による議会関連資料のペーパーレス化について</p> <p>(1) 本会議及び委員会における運用方法 議会関連資料の電子化によるペーパーレス化、文書保存・管理の効率化及び議会運営の効率化を図るため、平成26年11月通常会議からタブレットを導入した。 システムには、本会議等における執行部の説明にあわせてタブレットの画面が一斉に作動する会議(同期)システムと、議会のスケジュール、ファイル管理のためのグループウェアを導入し、議場、委員会室及び会派控室を無線LANでつなげ、資料の保存はクラウドサービスを利用している。 タブレットはリース契約により、年間約340万円の経費を必要としているが、ペーパーレス化により紙代だけで約200万円、他にも人件費、電気代が節減されている。 議員に配布したタブレットの通信経費は、議員の個人負担1/2、政務活動費1/2の負担となっている。通信経費の一部公費負担をする市議会もあるが、私用も可能であるため、公費負担はなしとしている。 また、災害情報等の情報伝達について即時化するため、議員への連絡にタブレットを使用している。このため庁外においても、常に携帯し電源を入れることを求めている。 会議(同期)システムには、本会議、常任・特別委員会ごとに電子会議室を設け、会議中の音声記録、執行部の議案の説明原稿、委員会の配布資料等の電子データを配架し、即時の情報共有を可能とし、従来行っていた紙ベースの資料配付を省くことができた。 会議資料の訂正が、差し替えデータの配信で可能となり、事務手続きが簡略化された。 また、資料にカラー写真を使用することが容易になったため、執行部の説明資料の作成方法そのものが変化し、以前より効率的な審議、審査をすることができるようになった。 議員にタブレット配付をしたものの活用されていないという状態を回避するため、議員のレベルに合わせた研修会を3度開催し、サポート・メンテナンス体制も強化している。 議員からも、紙のように自由に書けない等の意見もあるが、便利になったと好評である。</p> <p>(2) 今後の課題 今後は、タブレットを災害情報の収集・伝達手段として活用することを検討している。</p> <p>2 本会議場における大型モニターの設置について</p> <p>(1) 本会議における活用 一般質問や質疑の際に、議員が用意したカラー資料を大型モニターに投影し、全てのタブレットにも同じ画面を同期し、インターネットにも配信をしており、見やすいと傍聴者等からの評価も高い。 以前は、紙資料を議員・執行部・傍聴者に100部印刷していたが、現在では完全ペーパーレスとなり経費が節減された。 大型モニターに登壇者を大写しにするなど、臨場感が出るような工夫をしている。</p> <p>(2) 個別賛否表示システム 大型モニターに、賛否をリアルタイムに表示しており、実施後には傍聴者が増えた。</p> <p>3 通年議会の導入について</p> <p>(1) 運用方法と今後の課題 平成24年「大津いじめ事件」により、議会として執行部の体制・対応を問い質す必要があったが、6月定例会閉会後の事件であったため、議員が時宜を得た一般質問をすることができなかった。このため、絶え間なく執行部を監視する体制、災害に対する危機管理体制が必要であるとして、通年議会を導入した。 導入により執行部の補正予算に対する考え方が変化し、補正予算の上程が増えた。 常に本会議を招集できるため、急務を要することを理由とした専決処分は無くなった。 しかし、年度末の法改正に伴う条例改正にも、専決処分とすることができないため、毎年3月31日に本会議を開催している。</p> <p>4 政策検討会議による政策の議員間討議について</p> <p>(1) 運用方法と実績 議員からの政策提案のため、提案を出した会派が座長を務め、各会派から選出した議員で構成している。提案会派からは、座長以外にも1名委員を出すこととし、委員長が進行に専念できるよう配慮している。</p>

		<p>条例制定や政策提言に必要な専門的知見を得るため、大学とパートナーシップ協定を締結している。</p> <p>いじめ条例、災害等対策基本条例等を制定した実績がある。</p> <p>5 傍聴人規則、委員会等傍聴規程について 市民に関われた議会とするため、傍聴受付及び傍聴受付簿を廃止した。 会議規則等の違反により、傍聴者の制止等が必要となった場合は、本会議中に常駐している警備員が速やかに対応することとしている。</p> <p>6 予算決算常任委員会について (1) 審査方法と今後の課題 議案の分割付託を回避するため、予算については、議長を除く全議員で構成された予算常任委員会にて、決算については、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成された決算常任委員会にて審査している。 予算・決算の審査では、常任委員会と構成を同じくした分科会を設置し、専門的な審査を行い、予算と決算を同じ分科会で審査することにより、効果的審査を可能としている。 補正予算も予算常任委員会にて審査するため、通常の常任委員会では条例議案のみの審査となる。しかし、予算及び補正予算は、常任委員会と構成をほぼ同じくする分科会で同じ委員にて審査されるため、常任委員会の形骸化であるとの意見は出ていない。</p> <p>7 請願審査における請願者による趣旨説明について (1) 運用方法と今後の課題 本年6月より紹介議員による趣旨説明に加えて、請願者からの趣旨説明を行っている。 請願者が、趣旨説明を希望した場合、付託委員会において招聘するか協議し、必要とされた場合は、請願者による趣旨説明を行う。なお趣旨説明を行うものは2人以内で、制限時間は10分となっており、委員は請願者に質疑を行うことができる。 6月定例会における請願5件のうち、請願者から4件の趣旨説明の希望があった。付託委員会では、このうち3件については、安全保障や原発等の請願であるため、内容について理解できるものとして趣旨説明の必要なしとして、残る1件のみに趣旨説明を求めた。</p>
<p>視察地、 調査項目 及び概要</p>	<p>滋賀県 近江八 幡市</p>	<p>1 議員間の自由討議について (1) 導入の経緯、目的 議員間の自由討議を通じて市政の課題について討論をすることにより、議員又は委員会による政策提言や条例提案を増やし、議会を活性化することを目指して導入することとなった。 (2) 具体的な実施方法と根拠となる規定 平成24年3月に施行した議会基本条例第10条（議員相互間の自由討議）において、「議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の自由討議に重きを置いた議会運営に努めている。」と規定し、同年6月より議員相互間の自由討議を行っている。 各常任委員会に付託された全ての議案について、当局からの説明、質疑を行った後に、当局を退席させ、議員のみで自由討議を行い、討論、採決を行っている。 委員会における議案の審査順序については、会議規則第98条「質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。」として通常の場合は定めのとおりにすべきものと規定しているが、例外として自由討議を行うことを認めている。 (3) 導入による効果 自由討議については、自由に議論し合うことに重きを置いており、枠を決めずお互いの思いを率直に述べて討論している。 議案に対する賛否については会派拘束があるため、自由討議により当初の賛否が変わることとなった例はないが、議員個人の考えについてお互いに理解を深めることができている。このため、討論を通じて信頼関係が深まることにより、議事運営が円滑にされるなどの良い効果が生まれていると考えている。 (4) 今後の課題 更に自由討議を活発なものとして拡大し、そこで得た成果を基にして、意見書の提出や政策提案を積極的にしていきたい。</p> <p>2 議会基本条例の改正について (1) 改正の経緯 地方自治法の改正により「政務調査費」から「政務活動費」が名称変更されたことに伴い、平成25年3月に議会基本条例第16条（政務活動費の執行及び公開）を改正した。 地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決事件について明確にするため、平成27年3月に議会基本条例第9条（議決事件の追加）を改正し、「本市における総合的かつ計画的な行政運営をはかるための構想及び計画」及び「国土利用計画」について議決事件として追加した。 基本条例の改正については、議会基本条例第21条（見直し手続）「常に市民の意見及び社会等を勘案し、必要があるときは、検討を加え、結果に基づき所要の措置を講ずる。」に基づき、議会改革推進委員会を設置し、議会改革検討項目について議論し、必要が生じたものについては条例改正を行っている。</p>